

T C M T B (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名 : T C M T B

(2) 用途 : 殺菌剤

チアゾール系の殺菌剤である。

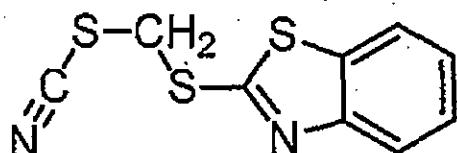
(3) 化学名

2-(thiocyanatomethylthio)-1,3-benzothiazole 又は

2-(thiocyanatomethylthio)benzothiazole (IUPAC)

(2-benzothiazolythio)methyl thiocyanate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式 $C_9H_6N_2S_3$

分子量 238

水溶解度 45 mg/L (25°C)

分配係数 $\log_{10}P_{ow} = 3.23 (20^{\circ}C)$

(米国評価書より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤は、国内では農薬登録がなされていない。

米国において米、トウモロコシ等の種子消毒に用いられている。

3. A D I の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた T C M T B に係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

最小毒性量 : 3.8 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1 年間

安全係数 : 300

A D I : 0.012 mg/kg 体重/day

発がん性試験において、ラットの雄で精巣間細胞腫、雌で甲状腺 C 細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

4. 諸外国における状況

J M P R における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（E U）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、トウモロコシ等に基準値が設定されている。

5. 基準値案

別紙のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

本剤の食品中の残留基準については、ポジティブリスト制度導入に際し、米国及びオーストラリアの残留基準を参考に設定したところであるが、残留基準設定の根拠となる残留試験データ等の詳細な情報が確認できなかつたため、食品、添加物の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）第 1 部食品の部 A 食品一般の成分規格の項 7 より残留基準を削除することとする。

これに伴い、本剤については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（いわゆる一律基準）が適用される。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
その他の穀類		0.1				
てんさい		0.1				
その他の野菜		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.06				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留農薬基準告示
平成18年 3月25日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年 9月16日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成23年 9月 8日 薬事・食品衛生審議会への諮問
平成24年 5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所水・食品担当主任研究員
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋 美幸 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野 育生 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井 俊一 社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鶴渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授
(○ : 部会長)

答申（案）

T C M T Bについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。